

## 就労継続支援B型事業



安心して働ける場所を提供させていただき、働くことの喜びと生活力の向上をめざしています。さらには、一般就労に向けての必要な訓練も行っています。

- ◆利用定員 : 20名 (知的・精神・身体・発達障がい者のうち18歳以上の方)
- ◆利用時間 : 9時30分～15時30分
- ◆サービス提供日: 月曜日から金曜日。月に数回程度は土曜日に開園するときもあります。
- ◆工賃 : 平均して月額おおよそ13,000円となっています。
- ◆主な作業内容

(現在、下記以外にも色々な業務を検討中です。)

作業の種類	作業	作業内容
パン工房	パン、クッキーの製造・販売	パン袋入れ、販売、配達
	パソコン入力	包装袋のシール等の作成
商品づくり	うどん学校卒業記念品の組み立て	卒業証書を棒に巻く等の組み立て
	封入作業	メモ帳、おしぼりの封入
YKKAP	ネジ袋のパッケージング	ビス入れ、ラベル貼り
三菱電機	ハンドル組み立て	ハンドルへの部品付け
施設外作業	除草作業	除草、清掃作業

※施設外研修として、通町の「町の駅秋寅の館」で接遇研修も行っています。

- ◆利用者の送迎 : 要相談ですが、原則、させていただきます。
- ◆その他
  - ① 昼食は、350円で日替わりメニューの定食を準備しています。
  - ② 花見、春の遠足、夏祭り、研修旅行や新年会等、年間を通じて、利用者の皆様に楽しんでいただける様々なイベントを実施しています。

お問い合わせ先 〒763-0065 丸亀市塩屋町五丁目9番5号  
社会福祉法人塩屋福祉会 とまと園  
TEL:0877-24-4474 fax:0877-24-4484  
担当 サービス管理責任者 宮本

## 生活介護事業



食事、排泄等の介護や日常生活上の支援をさせていただくとともに、絵画教室、茶道教室、リズム体操やカラオケ等の文化的な活動の支援もさせていただいています。

また、働く喜びを感じ取っていただけるよう軽作業を毎日の活動の中で取り入れています。

◆利用定員 : 24名 (知的・精神・身体・発達障がい者のうち18歳以上の方)

◆利用時間 : 9時30分～15時30分

◆サービス提供日:月曜日から金曜日。月に数回程度は土曜日に開園するときもあります。

◆1日の生活の流れ



「楽しい園生活を送れるよう努めています!」

9時30分～9時40分	朝礼、体操
9時40分～10時30分	作業
10時30分～10時45分	休憩
10時45分～12時	作業
12時～13時15分	昼食
13時15分～14時	余暇活動
14時～14時15分	休憩
14時15分～15時20分	余暇活動
15時20分～15時30分	清掃
15時30分～	終礼

◆工賃 : 平均して月額5,000円超となっています。

◆主な作業内容

作業の種類	作業	作業内容
YKKAP	ネジ袋のパッケージング	ビス入れ、ラベル貼り、樹脂組、樹脂入れ、音波留め等

◆利用者の送迎 : 要相談ですが、原則、させていただいています。

◆その他

① 昼食は、350円で日替わりメニューの定食を準備しています。

② 花見、春の遠足、夏祭り、研修旅行や新年会等、年間を通じて、利用者の皆様に楽しんでいただける様々なイベントを実施しています。

お問い合わせ先 〒763-0065 丸亀市塩屋町五丁目9番5号  
社会福祉法人塩屋福祉会 とまと園  
TEL:0877-24-4474 fax:0877-24-4484  
担当 サービス管理責任者 宮本

# 日中一時支援事業を始めました！

## 障害福祉サービス事業所とまと園

### 【日中一時支援サービスとは】

市町が実施している地域生活支援事業の一つです。家族の就労支援や介護者の一時的な休息を目的として、障害のある方（障害児も含む）の日中における活動の場を確保するものです。利用者様のコミュニケーション等、自由な場を提供するとともにご家族の皆様が心身の充電をし、気分転換を図るためのサービスとしても利用頂けます。



### 【サービス内容】

月曜日から土曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

休園日の土曜日 午前 8 時 30 分～午後 1 時（施設の都合により変更する場合があります。）

※国民の祝日、12月29日から翌年1月3日及び8月11日から8月15日は除きます。

### 【対象者】

丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町にお住まいの障害をお持ちの方で各市町から受給者証（地域生活支援事業利用者証）の発行を受けている方となります。

### 【定員】

利用定員は14名です（障害者10人及び障害児4人）。ただし、受け入れる方の状況によっては、この人数を下回ることがあります。

### 【利用料金】

利用料として、各市町が定める基準額の1割。  
（所得により負担のかからない場合があります。）

※ 上記利用料金外に

- ・ 食事は500円（実費）です。
- ・ 創作活動の材料費等、日用品費やその他日常生活上必要となる諸費用 が必要となった場合は実費相当額お支払いいただく場合があります。

### 【その他】

送迎については、個別に対応させていただきます。

## ご利用にあたり必要なもの

- （1）受給者証（地域生活支援事業利用者証）お住まいの市町担当課にお問い合わせ下さい。現在、このサービスを利用できますのは、丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町に在住の皆様です。また、担当の相談支援専門員へのご連絡も併わせてお願いいたします。
- （2）健康保険証

(3) 服薬がある場合、服薬内容がわかるもの

### ご利用までの流れ

1. 受給者証（地域生活支援事業利用者証）の発行。
2. 日中一時支援事業所とまと園へお電話等でご相談下さい。サービス内容の説明と見学の日程等のご相談をさせていただきます。
3. 日中一時支援事業所とまと園の見学をしていただきます。
4. ご契約。その際、受給者証（地域生活支援事業利用者証）と印鑑をお持ち下さい。
5. ご利用日の予約をしていただきます。
6. ご利用開始となります。

### 活動内容について

お散歩・運動・ビデオ観賞等、各個々利用者様の希望にそって楽しい時間をお過ごしいただきます。



#### 【お問い合わせ先】

社会福祉法人 塩屋福祉会 日中一時支援事業所とまと園  
〒763-0065 香川県丸亀市塩屋町五丁目9番5号  
TEL：0877-24-4474 FAX：0877-24-4484